

●香川県告示第143号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年5月27日

香川県知事 池 田 豊 人

名称	住所又は事務所の所在地	納付させる収入	指定をした日
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号	香川県立東山魁夷せとうち美術館の観覧料、物品売払代金及び催物入場料	令和7年5月20日